

諮問庁：資源エネルギー庁長官

諮問日：令和7年3月10日（令和7年（行情）諮問第341号）

答申日：令和8年4月8日（令和8年度（行情）答申第29号）

事件名：旅費精算連絡備考の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書103」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年10月28日付け20241022公開資第1号により資源エネルギー庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分を開示するとの決定を求める。ただし、「職員の自宅最寄り駅」に係る部分を除く。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書（添付資料の記載は省略する。）

処分庁による原処分は以下に述べるとおり違法・不当である。

##### ア 法の趣旨

（法の条文に関する記載は省略する。）

したがって、法が本来予定した不開示情報以外の情報を不開示とした場合には違法となる。

##### イ 処分庁による不開示情報と不開示理由とその適合性の検討

##### （ア）処分庁が主張する不開示情報と不開示理由

処分庁が不開示とした情報並びに不開示理由は次の2点にまとめられる。

##### a 「記載の一部」を不開示とした不開示理由

[法5条2号イ該当]

本件出張に係る用務先、当該用務先を推測しうる情報及び用務内容については、当庁が一般には公にしている非公開の情報であって、これを公にすることにより、今後、外部からの当該事業者に対し不当に圧力をかけられること等のおそれがあり当

該事業者の権利・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

b 「用務先」を不開示とした不開示理由

[法5条6号該当]

本件出張に係る用務先は一般には公にしておらず、これを公にすることにより、今後、外部から不当に圧力をかけられること等を躊躇した情報提供者から当庁職員の訪問を断られる等、当庁が行う様々な情報収集活動についての協力を得ることが困難になるおそれがある。

(イ) 不開示理由の適合性の検討

a 処分庁が不開示理由とした法5条2号イ

(法の条文の抜粋は省略する。)

b 「用務先」を不開示とした不開示理由

(法の条文の抜粋は省略する。)

法5条6号該当というためには、同号イないしホのいずれに該当するのか、行政手続法14条1項及び3項により処分庁は具体的に明示しなければならなかった。

c 処分庁が審査請求人に明示した処分理由の適合性の検討

(a) 法5条2号イ該当とすることについて

法5条は開示義務を定めたものである。そして、法はあくまでも行政機関の保有する情報の原則開示義務を定めたもので、不開示情報はその義務を免除したにとどまるものである。したがって、開示しないことができるのは、あくまでも当該法人等の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に限定される。

ところで、処分庁職員の訪問先は、自治体乃至はそれに準ずる組織が含まれていることは容易に推測できる。法5条1号ハによれば、地方公務員を含む公務員の職務に関する情報は不開示情報から除外するものとされているところ、それら公務員の職場組織を含めて一律に訪問先を不開示とするのは職権の濫用があるといわざるを得ない。

なお、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。したがって、処分庁は当該「おそれ」の判断に当たって法が求める法的保護に値する蓋然性の存在について具体的に立証しなければならない。しかしながら、処分庁は「今後、外部からの当該事業者に対して不当に圧力をかけられること等のおそれ」、「当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそ

れ」があると極めて漠然と述べるだけである。

(b) 法5条6号該当とすることについて

処分庁が審査請求人に明示した処分理由は上記のとおり「本件出張に係る用務先は一般には公にしておらず、これを公にすることにより、今後、外部から不当に圧力をかけられること等を躊躇した情報提供者から当庁職員の訪問を断られる等、当庁が行う様々な「情報収集活動についての協力を得ることが困難になりおそれがある。」とするものである。そうすると、法5条6号のどの要件に該当するものであるかが判別できない。

最判平成23年6月7日民集65巻4号2081頁では、理由の提示について「行政手続法14条1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである。」と判示しているのであるから、本件の場合も、法5条6号に記載された不開示要件のどれに該当するののかについて具体的に示されなければならないことになる。

また、「不当に」とは、どの程度の支障であるというのか不明であるばかりでなく、加えて、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるのであるから、処分庁において、具体的に立証する義務があると解すべきである。したがって、処分庁による不開示理由には合理性がない。

(c) 処分庁による対応の瑕疵

審査請求人は、別件でも処分庁に対し開示請求をしていたが、20240611公開資第7号については、処分庁は職員の訪問先を開示している。本件に対する対応、判断基準の齟齬はどのように説明できるのであろうか。明らかな瑕疵があるといわなければならない。

(d) 小括

以上によれば、原処分には理由がないばかりか処分庁による職権の濫用というほかない。

(ウ) 結論

原処分は違法、不当であるから原処分を速やかに取り消し、不開示情報を開示するとの決定を求めるものである。

(2) 意見書（添付資料の記載は省略する。）

ア 審査請求により明確となった処分庁による職権濫用

処分庁は、理由説明書（下記第3の3(2)）において「別紙の2(1)に掲げる文書については、これを公にしても、法5条6号所定のおそれがあるとは認められないこと」を確認したとして、開示することとしたとする。

また、本件対象文書に該当する行政文書のうち、「別紙の2(2)に掲げる文書については、公にしたとしても法5条6号所定のおそれがあるとは認められない部分」があることを認め、その部分は開示するとしている。

これらのことから、審査請求によって、原処分の一部に処分庁による職権の濫用の存在が認められることが明らかとなった。

「行政手続法 事務取扱ガイドライン（Ver. 1）」（令和6年3月 総務省行政管理局）においては、行政手続法8条に関わって「理由の提示の趣旨・目的は、①行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制する（慎重考慮担保・恣意抑制機能）とともに、②処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与えること（争訟提起便宜機能）である（最判昭和37年12月26日民集16巻12号2557頁）」としたうえで、「①慎重考慮担保・恣意抑制機能は、処分庁が申請に対する処分を行う際に、処分を行うか否か及びそのような処分を行うべきかという点について、処分内容とともに申請内容と法令の規定及び審査基準を照らし合わせた過程を理由として提示させることで、処分庁に慎重かつ合理的な判断を求め、恣意を抑制することを期待している」と述べている。しかしながら原処分には処分庁の明らかな瑕疵があったことを処分庁自らが認めたところ、かかる杜撰ともいえる違法不当な処分行為は容認されるべきではない。

イ 不開示にかかる理由説明について

(ア) 下記第3の3(3)及び別表の番号1に記載の不開示理由の検討

a (法の条文等に関する記述であり、記載は省略する。)

b ところで、処分庁は不開示情報は「本件出張に係る用務先、当該用務先を推測しうる情報及び用務内容は一般には公にしておらず、原子力政策については、様々な意見等があることから、資源

エネルギー庁との面会の事実を公にすることにより、訪問先に対する問い合わせ、抗議、非難等が寄せられ、用務先関係者が打ち合わせ等を躊躇したり、発言を控えるようになることで、今後の率直な意見交換の機会又は意思決定の中立性が不当に損なわれる等、同庁が行う様々な情報収集活動に関する協力を得ることが困難になるおそれ」があると極めて抽象的な理由を述べる。

また、特定県の場合には原子力関連施設は（特定の企業名称等の列記であり、記載は省略する。）にそれぞれ存在する。このことは公知の事実である。しかし、そうであるにもかかわらず、「外部からの圧力」や「訪問拒否の可能性」に係る具体的な事例や証拠を挙げないばかりか処分庁は漠然とした不開示理由を繰り返すばかりである。仮に「資源エネルギー庁との面会の事実を公にすることにより、訪問先に対する問い合わせ、抗議、非難等が寄せられ、用務先関係者が打ち合わせ等を躊躇したり、発言を控える」こととなった事例があるのであれば具体的に示すべきであろう。

- c 「本件出張に係る用務先、当該用務先を推測しうる情報及び用務内容は一般には公にして」いないことと情報公開請求への対応は、例えば非公開として開催した会議は一般に公開されないが、その会議録の開示請求に対しての対応は全く異なるのと同様に異なるというべきである。
- d また、行政手続法14条1項に基づき処分庁は不開示理由を具体的に示す必要がある。しかるに、単に「情報収集活動への支障」や「外部からの圧力」といった抽象的な理由を繰り返し述べるだけでは法的保護に値する蓋然性について立証したとは言えない。
- e 処分庁は用務先が地方公共団体であることをもってしても、法5条6号該当を理由に用務先を不開示とすると主張する。

しかし、用務先が地方公共団体であるとするれば、当該団体に赴いて接見したのはそれら地方公共団体に所属する地方公務員であることは容易に推測されることである。地方公務員のその職務の遂行に係る情報であるときは、実施機関に対し「個人に関する情報」の保護について最大限の配慮をしつつも当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は開示することが法5条1号ハ所定のことである。また、法が「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批

判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的」  
(1条)とし、国又は当該地方公共団体において同様の責務を負うべき関係にあることから、当該地方公共団体による市町村政に関する情報を広く住民に公開することにより市町村政に対する住民の理解と信頼の確保を図ろうとする目的を達成するため、同市町村の公務員の職務の遂行に関する情報と同様に公開されてしかるべきものと取り扱うというのが本法の趣旨と解される。

以上のとおり、公務員の職務の遂行に係る情報であるときは当該公務員の個人情報も公開すべきとされているところ、地方公共団体名は不開示とするのは処分庁による職権の濫用と言わざるを得ない。

(イ) 別表の番号2ないし4についての検討

- a 処分庁は理由説明書において縷々主張を述べる。しかし、訪問先が民間企業であったとしても、日本の原子力産業を担っている企業については、例えば特定企業AないしCなどの大企業から、地元でも(特定の企業名称等の列記であり、記載は省略する。)などがインターネットで容易に検索できる。このように企業名が明らかであっても処分庁が主張するような支障があったとは推認できず、それら企業等において「公にすることにより、訪問先に対する問合わせ、抗議、非難等が寄せられ、業務の遂行に支障を来すこと等により、当該事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する」事例があったということは報道もされていない。
- b 添付資料Aは「新登記所適正配置計画の不開示決定に関する件(平成13年諮問第110号)」に係る答申書である。本件事案は、全国の法務局からの報告を踏まえて、法務省が決定し、各局に通知した文書であるが、本件通知文書には、平成12年度から平成14年度までに統廃合への着手が見込まれるものとして掲げられた「第2新3か年計画」と平成17年度までに統廃合に着手すべきものとして掲げられたその他の計画から成る登記所の統廃合計画(以下「本件統廃合計画」という。)が記載されており、これらを公開することが法5条5号及び6号該当として不開示とされた処分についての審査請求に係る答申である。

答申は「本件統廃合計画が公にされた場合、これに対する反対運動や陳情活動等が増加することが予想され、着手に至っていない案件については、いまだ内部的に確定した意思決定がされておらず、将来における見直しもあり得ることから、この段階

において、法務省が国民に納得の得られる十分な対応をするには、相当な時間や人員を要することなど、困難な状況が生じることは否定できない。しかしながら、このような反対運動等は、国民としての正当な権利に基づくものであって、それへの対応のために物理的な負担等が増大することは、当該事務の性質上、やむを得ない面があると言うべきである。

そして、このような反対運動等がこれまで頻発した原因の一つとして、不確定な段階における統廃合計画の全体像が明らかにされないまま、個々の案件ごとに内部的な意思決定が確定した段階で始めて個別の計画が提示され、それに対する協力が求められてきたという従来の統廃合の実施手続に対し、国民が不満を募らせていたということも考えられないわけではない。」などとして不開示処分を取り消しを答申した。

以上のことからすれば、処分庁による不開示理由は不開示にするためだけの議論というほかなく、失当と言わなければならない。

#### (ウ) 法5条2号イについての検討

- a (法の条文等に関する記述であり、記載は省略する。)
- b 法5条2号イに係る理由として処分庁は「資源エネルギー庁との面会の事実を公にすることにより、訪問先に対する問い合わせ、抗議、非難等が寄せられ、業務の遂行に支障を来すこと等により、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」としている。しかし、前述のとおり、法5条2号イただし書きは「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」とし、このただし書きに該当する情報は常に開示が義務付けられることになっている。したがって、このような情報は開示することによる利益と不開示にすることによる利益の比較衡量によって判断されなければならない。

処分庁が法5条2号イ該当として不開示とすることについて、以下に述べるとおり不開示情報は「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、開示すべき情報である。

#### (エ) 原子力施設等における過酷事故の影響

特定県においては特定時期に原子力行政に関する組織の見直しが行われ、①環境放射線等監視対策②放射性物質による環境汚染対策などを業務とする特定部署が設置されることとなった。

(中略)

原子力政策に関わっては原子力施設や核燃施設が集中して立地する特定県と県内住民にとってその安全、事故対策については無関心ではいられず、場合によっては人命にかかわる重大関心事なのである。

以上のことから不開示情報は法5条1号ロに該当することから公開されてしかるべき情報である。

#### ウ まとめ

以上のとおり、処分庁による不開示理由は具体性を欠き、極めて漠然としたもので失当と言わざるを得ない。したがって、原処分は直ちに取り消され、全部を開示するとの決定を改めて求めるものである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 事案の概要

- (1) 審査請求人は、令和6年6月4日付けで、法4条1項の規定に基づき、処分庁に対し、「2023年中に特定県に出張した資源エネルギー庁職員による出張報告書」（以下「本件請求文書」という。）について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は、同月11日付けでこれを受け付けた。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、法11条の規定に基づき開示決定等の期限の延長をして、対象となる本件対象文書を別紙の1のとおり特定し、法9条1項の規定に基づき、令和6年10月28日付け20241022公開資第1号をもって、下記2のとおり、法5条1号、2号イ及び6号に該当する部分を除いて開示する原処分を行った。
- (3) 原処分に対し、開示請求者である審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）4条1項の規定に基づき、令和6年12月16日付けで、諮問庁に対し、原処分を取り消し、不開示部分を開示することを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 本件審査請求を受け、諮問庁において、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したところ、本件審査請求には理由がないと認められたため（一部を除く）、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

#### 2 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件対象文書のうち、①「用務先」欄に記載した一部については、本件出張に係る用務先は一般には公としておらず、これを公にすることにより、今後、外部から不当に圧力をかけられること等を躊躇した情報提供者から資源エネルギー庁職員の訪問を断られる等、同庁が行う様々な情報収集活動についての協力を得ることが困難になるおそれがあり、法

5条6号に該当するため不開示とし、②「職員の自宅最寄駅」を記載した部分については、公務員の職及び職務遂行の内容に係る部分ではなく、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報でもなく、法5条1号の不開示情報に該当するため不開示とし、③上記①及び②以外の記載の一部については、本件出張に係る用務先、当該用務先を推測しうる情報は、同庁が一般には公としていない非公表の情報であって、これを公にすることにより、今後、外部から不当に圧力をかけられること等のおそれがあり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから法5条2号イに該当すること、そして外部から不当に圧力をかけられること等を躊躇した情報提供者から今後同庁職員の訪問を断られる等、同庁が行う様々な情報収集活動についての協力を得ることが困難になるおそれがあり、法5条6号に該当するため不開示とした部分を除き、開示決定を行った。

### 3 審査請求人の主張についての検討

(1) 審査請求人は、処分庁が不開示とした原処分を取り消し、不開示部分（「職員の自宅最寄駅」に係る部分を除く。）（以下「本件不開示部分」という。）を開示することを求めているので、以下、処分庁による原処分の妥当性について、具体的に検討する。

(2) 処分庁は、本件対象文書のうち、別紙の2（1）に掲げる各文書については、各出張用務先側における公表状況及び用務内容等を改めて確認したところ、これを公にしたとしても、法5条6号所定のおそれがあるとは認められないことから、開示することとする。

また、本件対象文書のうち、別紙の2（2）に掲げる各文書については、公にしたとしても法5条6号所定のおそれがあるとは認められない部分は開示することとする。

(3) 本件対象文書のうち、文書25ないし文書27、文書42、文書51、文書61、文書62及び文書82の8件の文書については、原処分では、法5条2号イ及び法5条6号に該当するため不開示としたが、改めて確認したところ、用務先は地方公共団体であることから法5条2号イには該当しない。しかしながら、それぞれ別表の番号1に記載のとおり、法5条6号に該当するため、不開示とする。

(4) 本件対象文書のうち、引き続き不開示とすべき文書、不開示理由及び文書ごとの不開示部分に係る説明は、別表のとおりである。

(5) 上記のとおり、本件対象文書のうち、法5条2号イ、6号に該当する部分を除き、開示とした原処分は妥当である。

### 4 結論

以上により、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年3月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月19日 審議
- ④ 同年4月9日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 令和8年3月9日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年4月2日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ及び6号に該当するとして不開示とした原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、処分庁が法5条2号イ及び6号に該当するとして不開示とした本件不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、当該部分のうち、別紙の2に掲げる部分につき、開示することとし、別表に掲げる部分（本件不開示維持部分）につき、不開示を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、資源エネルギー庁職員が特定県に出張したことに伴い作成された文書であり、本件不開示維持部分には、用務先の具体的な名称等が記載されていると認められる。

(2) 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の3及び別表中の不開示維持理由欄（以下「別表欄」という。）のとおりに説明する。

当審査会事務局職員をして本件不開示維持部分に記載された用務先が公開する情報及び報道情報等を確認させたところ、資源エネルギー庁職員が当該用務先に訪問したことは公としていないとする別表欄の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえない。また、原処分において、資源エネルギー庁職員の氏名が開示されていることを踏まえると、当該職員が所属する部署などの公表情報と照らし合わせることで、用務内容や訪問目的を一定程度推測することが可能であると認められる。そうすると、本件不開示維持部分を明らかにすると、用務先に抗議等が寄せられることで、今後の率直な意見交換の機会又は意思決定の中立性が不当に損な

われるおそれ及び法令の執行に支障が生じるおそれがあるとする別表欄の諮問庁の説明は、否定することまではできない。

したがって、本件不開示維持部分は、これを公にすることにより、資源エネルギー庁の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条2号イ及び6号に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

## 別紙

### 1 本件対象文書

文書1 (1) 旅費精算連絡備考(精算番号:特定番号1)

文書2ないし文書102 (略)

文書103 (103) 旅費精算連絡備考(精算番号:特定番号103)

※当審査会注:文書1ないし文書103の名称は、文頭及び文末の括弧内の番号のみが異なるものであり、個別の記載は省略する。なお、文書1、文書2、文書15、文書31、文書34、文書45、文書56、文書57、文書59、文書60、文書65ないし文書68、文書72、文書73、文書76、文書85、文書87、文書88、文書90、文書92及び文書93は、原処分において不開示とされた部分はない。

### 2 諮問庁が開示すべきとする部分

(1) 文書16、文書17、文書22、文書48、文書54及び文書98の各  
用務先

(2) 文書61中の用務の内容等の不開示部分に係る1文字目ないし13文字  
目及び文書62中の用務の内容等の不開示部分に係る1文字目ないし13  
文字目

別表 本件不開示維持部分

番号	文書	部分	不開示維持理由
1	文書3ないし文書5、文書8、文書9、文書14、文書24ないし文書29、文書33、文書36、文書39ないし文書44、文書47、文書51、文書52、文書61ないし文書64、文書69、文書70、文書74、文書75、文書78、文書79、文書82、文書94、文書96及び文書103	用務先又は記載の一部 (別紙の2(2)に掲げる部分を除く。)	本件出張に係る用務先、当該用務先を推測しうる情報及び用務内容は一般には公としておらず、原子力政策については、様々な意見等があることから、資源エネルギー庁との面会の事実を公にすることにより、訪問先に対する問い合わせ、抗議、非難等が寄せられ、用務先関係者が打ち合わせ等をちゅうちょしたり、発言を控えるようになることで、今後の率直な意見交換の機会又は意思決定の中立性が不当に損なわれる等、同庁が行う様々な情報収集活動に関する協力を得ることが困難になるおそれがあり、法5条6号に該当するため、不開示とした。
2	文書6、文書7、文書11ないし文書13、文書18ないし文書21、文書23、文書32、文書35、文書37、文書38、文書49、文書50、文書53、文書55、文書58、文書71、文書77、文書80、文書81、文書83、文書84、文書86、文書89、文書9	用務先又は記載の一部	本件出張に係る用務先、当該用務先を推測しうる情報及び用務内容については一般には公としておらず、原子力政策については、様々な意見等があることから、資源エネルギー庁との面会の事実を公にすることにより、訪問先に対する問い合わせ、抗議、非難等が寄せられ、業務の遂行に支障

	<p>1、文書95、文書97 及び文書99ないし文書 102</p>		<p>を来すこと等により、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当し、また、訪問先に対する問い合わせ、抗議、非難等が寄せられ、用務先関係者が打ち合わせ等をちゅうちょしたり、発言を控えるようになることで、今後の率直な意見交換の機会又は意思決定の中立性が不当に損なわれる等、同庁が行う様々な情報収集活動に関する協力を得ることが困難になるおそれがあり、法5条6号に該当するため、不開示とした。</p>
<p>3</p>	<p>文書10及び文書46</p>	<p>用務先</p>	<p>所管法令の執行のための出張であるが、本件出張に係る用務先は一般には公としておらず、これを公にすることにより、今後、外部から不当に圧力をかけられること等をちゅうちょした情報提供者から資源エネルギー庁職員の訪問を断られる等、同庁が行う様々な情報収集活動についての協力を得ることが困難になること等により法令の執行に支障が生じるおそれがあり、法5条6号に該当するため、不開示とした。</p>

4	文書30	記載の一部	<p>本件説明会に係る対象者等は一般には公としておらず、送配電網政策については、様々な意見や利害関係者が存在することから、公にすることにより、当該地域の用務先関係者が打ち合わせ等をちゅうちょしたり、発言を控えたりするようになることで、今後の率直な意見交換の機会若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる等、資源エネルギー庁が行う様々な事業についての協力を得ることが困難になるおそれがあり、法5条6号に該当するため、不開示とした。</p>
---	------	-------	--

※当審査会事務局において整理した。